

## 4. Q&Aタイム

### (1) 町内会・自治会の法人化（認可地縁団体化）について

- ・平成3年の自治法改正によって、地縁 団体（自治会、町内会など）が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）が導入された。
- ・麻生区では栗木町内会が制度発足と同時に申請をし、認可を受けている。
- ・詳細については、麻生区役所地域振興課に相談のこと。

<問合せ先>

麻生区役所地域振興課 地域活動支援係  
〒215-8570 川崎市麻生区万福寺 1-5-1  
TEL 044-965-5113 FAX 044-965-5201

### (2) 防犯活動は何をすれば良いか？

#### ① 防犯灯の設置

- ・現在川崎市では防犯灯は基本的に ESCO (Energy Service Company) 事業として運営されている。これは、従来町内会・自治会が個別に運営・管理していたものを、川崎市が LED 化を進めると同時に一括してサービス会社に管理を委託したものである。
- ・新規に設置を希望する場合、毎年6月に市民文化局地域安全推進課から町会長・自治会長宛てに送られてくる「防犯灯新設要望書」に記入して麻生防犯協会あてに提出する。
- ・市では全区の要望を集計し、予算の範囲内で設置を実施する。

#### ② 防犯カメラの設置

- ・防犯カメラを設置する場合、総会等で住民の賛同を得ておく必要がある（議事録を作成しておく）。また、「防犯カメラ管理運用基準」を作成し、併せて町内会・自治会の規約を用意しておく。
- ・設置する機種、設置場所、電気の可用性を検討する。同時に工事を依頼する業者から見積もりを取得する。
- ・毎年6月に送られてくる「防犯カメラ設置補助金エントリーシート」

に記載し、区役所危機管理担当に提出する。これにより設置費用の10分の9の援助が受けられる（神奈川県、川崎市から、金額には上限あり）。

### ③ 青パトによる防犯パトロール

- ・青パトによる町内巡回は、不審者にとってはその地域が防犯意識の高い場所と映り、犯罪を働こうという意識を萎えさせる効果を持っている。
- ・青パトによるパトロールをする際には、町会・自治会の役員会でその旨決定をする。

- ・麻生警察署生活安全課に依頼し、講習を受ける。その後「パトロール実施者証」の発行を受け、実施時期やパトロール場所、担当者（2名以上）を決定する。

- ・麻生防犯協会（044-965-1780）に連絡し、青パトの予約をする。

- ・振込用紙が送られてくるので、利用料（1回500円）を振込する。

- ・送られてくる「青パト使用券」チケットを持ち、警察署1階に出向いて青パトを借り出す。その際、台帳に必要事項を記入する。

なお、青パトを借り出す際に「パトロール実施者証」の携行を忘れないように気をつけること。

- ・実際のパトロール実施場所への往復の際、青色回転灯は回さないこと。

- ・麻生防犯協会には「青色防犯パトロール車利用規約」が用意してあるので、良く読んでおくこと。



### ④ 地域防犯連絡所

- ・町会長・自治会長に選任されると、毎年麻生警察署および麻生防犯協会から「地域防犯連絡所」の委嘱を受けることとなります（推薦により自身や防犯担当者を指定）。前会長から引き継いだ看板を見やすい箇所にはりつけ、地域の防犯の一翼を担います。

## (3) 防災について

#### ① 防災資器材の具体例と補助金の申請方法

・各自主防災組織の充実を目的に、防災活動に必要な防災資器材の購入について補助が受けられます。

内容的には、防災資器材購入に要する費用の2分の1または組織割りで300,000円、世帯割りで600円（両方を合算した金額を限度とする）。

- ・毎年6月頃に自主防災組織連絡協議会から案内が送られてくる。
- ・自主防災組織で調達した資器材は、添付別紙の一覧表で管理する。

#### ② 災害時要援護者避難支援制度とは？

・災害時に避難指示等の情報が入手困難であったり、自力で避難できない、家族等の支援を受けられないといった人が、予めこの制度に登録すると、その方の属する自主防災組織に登録者の情報を渡し、災害発生時の避難支援等を行う。

### (4) 社会福祉協議会

「社会福祉協議会（略して「社協）」は、地域福祉の推進を図ることを目的の民間団体で、川崎市では令和2年4月1日に各区社会福祉協議会は合併して、社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会となった。従来の麻生区社会福祉協議会は、川崎市社会福祉協議会の支部に当たるが、そのまま麻生区社会福祉協議会と呼ぶ。

主な事業としては、

- ・地域福祉の推進
- ・介護保険サービス・障がい者総合支援法等サービス
- ・在宅生活の支援
- ・人材育成・確保
- ・広報・啓発活動
- ・災害時ボランティアセンターの設置
- ・老人いこいの家管理

等がある。

また財源として、

- ・会員会費
- ・共同募金配分金
- ・補助金・交付金・委託費
- ・寄付金・賛助会費

が活動の原資となっている。毎年2月に行われる「社協の賛助会員募集」に伴う資金は、社協の大きな力となっている。

麻生区には2つの地区社会福祉協議会があり、それぞれ活動を続けている。一つが「柿生地区社会福祉協議会」で、もう一つは「麻生東地区社会福祉協議会」である。町内会・自治会からの参加者や民生委員等がメンバーとなって、小地域の福祉活動をおこなっている。

活動原資は、共同募金の配分金、麻生区社会福祉協議会で集めた賛助会費の配分金等である。

## (5) 町会や自治会の会長になるとどのような依頼が来るの？

### ① 年度初めの届け出関係書類

- ・令和5年度版「町内会・自治会の手引き」P.21～22 参照

### ② 各種委員の推薦

- ・令和5年度版「町内会・自治会の手引き」P.28 参照
- ・行政だけでなく、社協・警察・消防等からも依頼が来る。
- ・推薦間隔は、毎年・2年ごと・3年ごと・5年ごと等色々あるので注意。

### ③ 会費や募金はどのようなものがあるの？

- ・令和5年度版「町内会・自治会の手引き」P.29 参照
- ・地区社協会費は、柿生地区と麻生東では算出方法が異なる。

## (6) 町会・自治会への加入者を増やす方法があるか？

### ① 岡上町内会の例

- ・新規会員には地区の役員と民生委員と一緒に訪問し、「ウェルカムセット」を渡して生活方法等を案内する。
- ・「ウェルカムセット」には、ハザードマップ、防災地図、黄色い旗、町会情報誌、ごみの出し方等の資料が入っている。
- ・訪問時に渡す案内文は添付参照